様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和2年6月3日

□

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　○ 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	泉崎村
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/page/page001009.html

執行機関名泉崎村長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	泉崎村こども医療費助成に関する規則（平成22年規則第2号）によるこどもの医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		泉崎村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1　第3の項泉崎村こども医療費助成に関する規則（平成22年規則第2号）によるこどもの医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第1条	泉崎村こども医療費助成に関する規則（平成22年規則第2号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2　すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条　この規則は、乳幼児・児童・生徒（以下「こども」という。）の医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、こどもの保健の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		泉崎村こども医療費助成に関する規則（平成22年規則第2号）